

平成 30 年漁獲可能量 (TAC) 設定のポイント

29 年 11 月

水産庁

平成 30 年漁獲可能量 (TAC) の設定に当たっては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則り、また、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 (以下、「基本計画」という。)」に定める理念、方法等に基づくとともに、特に、以下の考え方により行うこととする。

- 1 TAC の設定については、漁業の経営事情等を勘案しつつ、原則として TAC を ABC 以下とする。
- 2 主たる生息水域が外国水域にある資源 (すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群) については、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースに TAC を設定する。
- 3 より直近の資源動向等を踏まえて TAC を設定するために、TAC の設定時期については、各魚種の管理期間に合わせて以下の時期を目安とする。

魚種	管理期間	30 年漁期 TAC 設定時期
まあじ、まいわし	1 月～ 12 月	29 年 11 月
すけとうだら、するめいか	4 月～ 3 月	30 年 2 月
さんま、さば類、ずわいがに	7 月～ 6 月	30 年 5 月